

協議 1 追加資料

■ 登録申請に係る協議概要【旅客の範囲の拡大変更】

項目		内容
申請区分		変更登録申請
運送主体	法人名	特定非営利活動法人 こころ楽楽
	代表者名	理事長 田辺 勝広
	設立年月日	平成26年6月14日
	事務所名	特定非営利活動法人 こころ楽楽
	事務所所在地	新潟市東区大形本町5丁目10-18
変更登録事項		【旅客の範囲の拡大】 旧:身体障がい・知的障がい 新:身体障がい・精神障がい・知的障がい
法人の活動内容		・道路運送法に基づく福祉有償運送事業 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
運送の対象	対象者の態様	・身体障がい者 16名 ・精神障がい者 3名 ・知的障がい者 117名 計 136名(一部の対象者が重複で障がい有する) ※この度の変更登録に関する協議が調わない場合、当該協議に係る内容を除く
	対象者の居住地	対象者はすべて新潟市を居住地としている。
形態等の	運送の区域	発地又は着地のいずれかが新潟市にある。
	複数乗車	複数の利用会員を同時に輸送することを想定している
使用車両	福祉車両・セダン車両 所有・持込み	セダン車両 8台(法人所有) 福祉車両 2台(法人所有) 計10台 ※車検証により指針に沿った車両であることを事務局で確認済
	車両の表示等	すべて適正に表示されている
運転者の要件	免許種別、資格・講習	中型1種免許(国認定講習受講) 8名 準中型1種免許(国認定講習受講) 2名 普通2種免許(国認定講習受講) 1名 計11名 ※運転免許証及び講習修了証により指針に沿った運転者であることを事務局で確認済
	過去2年間の免許停止	全員過去2年間に於いて免許停止を受けていない
	概ね70歳以下であること	全員70歳以下
	特例措置	

項目		内容	
損害賠償措置	損害賠償限度額	すべての車両において対人・対物無制限	
	免責要件	実施主体の法令違反が原因の事故について免責となっていない	
	期間中の支払額制限	期間中の支払額に制限なし ※保険証書により指針に沿った損害賠償措置であることを事務局で確認済	
運送の対価	運送の対価	走行1キロあたり60円 ※運送料金の減免 運送料金から以下の項目の対象者を50%の減免とする ・生活保護世帯	
	運送の対価以外の対価	当事業所の通常事業実施地域外（北区・東区以外）の地域にお住まいの方については、ヘルパーが訪問するための派遣交通費として、通常の事業実施地域の境から派遣地までの距離、1kmあたり20円をいただくこととする。	
	複数乗車の対価	複数乗車の場合1運行1契約とし、対価は人数の頭数で割るなどして、相乗りの様な形で、複数乗っても全体として1人に対する対価と同じにする。	
管理運営体制	運行管理業務	運行管理責任者及び代務者の選任	選任されている
		指針に沿った運行管理業務が実施できるか	指針に沿った運行管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	整備管理業務	整備管理責任者の選任	選任されている
		指針に沿った整備管理業務が実施できるか	指針に沿った整備管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	事故対応	事故対応責任者の選任	選任されている
		指針に沿った事故に対する対応について教育指導を行い、事故発生時の対応について備えているか	指針に沿った対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	苦情対応	苦情処理責任者の選任	選任されている
		指針に沿った苦情の対応ができるような体制は整えているか	指針に沿った対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
法令順守	欠格事由	1年以上の拘禁刑	役員全員が拘禁刑を受けていない
		登録の取消し	登録の取消しは受けていない
輸送実績等	前年度実績	延利用件数（件）	8,011件（令和6年4月～令和7年3月の実績。以下同じ）
		延利用会員数（人）	前年度統計データなし
		実利用会員数月平均（人）	104人（前年度の月の実利用会員数月平均）
		運行距離数合計（km）	84,788km
		利用料金合計（円）	4,239,200円
	過去2年間における事故報告		なし
	過去2年間における苦情報告		なし